

令和2年度福岡県包括外部監査の結果報告書(概要版)

福岡県包括外部監査人 西 秀雄

○本報告書の構成は次のとおり

項目の概要	本編頁	本概要版
I. 監査の概要(テーマ, 対象, 視点, 実施者等)	1	2
II. 監査対象の概要	5	2
III. 監査の結果の概要 (監査結果の記載方法, 結果及び意見の件数, 項目)	11	4
IV. 財務事務における監査の結果及び意見	12	5

○監査の概要などは次のとおり

項目	内容
監査テーマ	補助金等に係る財務事務の執行について
監査対象期間	○ 令和元年度（平成 31 年度）（必要に応じて、令和 2 年度及び平成 30 年度以前の過年度）
選定理由	<p>○ 県の令和元年度一般会計当初予算額（約1兆 7,858 億円）のうち、補助金等（負担金、交付金を含む。以下、「補助金等」という。）の予算額は約 5,288 億円と<u>一般会計の 29.6%</u>を占める。</p> <p>○ 県では、平成 29 年度から令和3年度までの5年間を計画期間とする「<u>福岡県財政改革プラン 2017</u>」に<u>基づき</u>財政健全化に向けた改革が進められており、①基礎的財政収支の黒字化、②通常債残高の圧縮、③財政調整基金等三基金の残高確保の3点を目標としている。</p> <p>○ 当プランの5つの改革措置のうち、事業目標の達成度・費用対効果の点検に基づく「<u>事務事業の見直し</u>」は、5年間の改革効果額合計約 1,090 億円のうち<u>約 825 億円を占める主要な改革措置</u>である。</p> <p>○ 財政健全化に向け<u>歳出額の大きな割合を占める</u>補助金等の事務について、地方自治法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、福岡県補助金等交付規則、各種補助金交付要綱等への<u>準拠性（法規準拠性）</u>に加え、<u>経済性、効率性、有効性を視点として</u>監査の対象とすることは、その規模や重要性を踏まえると大変意義あるため選定。</p>
監査対象部局等	○ 令和元年度に交付された補助金等の所管部局
監査の視点	<p>① 補助金対象は適切か、公益上の必要性はあるか</p> <p>② 補助金の申請、決定、交付等の手続は定められた手順によっているか</p> <p>③ 補助金額の算定及び交付時期は適切か</p> <p>④ 補助事業の実績報告は適切なものであるか</p> <p>⑤ 補助金交付団体への指導及び監督は適切に行われているか</p> <p>⑥ 補助事業の効果の測定及びそのフィードバックは適切に実施されているか。</p>
監査の実施方法	<p>○ 県が令和元年度に交付した補助金等のうち、原則として当初予算額が1億円を超える補助金等で過去3年間における包括外部監査の対象となっていない補助金等を監査対象として抽出（全 62 件）。</p> <p>○ 実施した手続きは以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査対象の概要把握 ・監査対象の所管部局に対するヒアリング ・監査対象に関する資料の閲覧
監査実施者	<p>包括外部監査人 公認会計士 西 秀雄</p> <p>包括外部監査人補助者 公認会計士 弁護士 など合計8名</p>

○監査対象の概要は次のとおり

項目	内容																																																																																				
県の補助金等	<p>(1) 補助金等の定義</p> <p>補助金等は「福岡県補助金等交付規則」において以下のように定義されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 補助金及び交付金（知事が別に定める交付金を除く。） 二 負担金（国に交付する負担金その他知事が別に定める負担金を除く。） 三 利子補給金 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて知事が別に定めるもの <p>(2) 補助金等の所管部署</p> <p>補助金等を全庁的に統括する所管部署を定めている規定はない。各個別の補助金等の執行については、補助金等事業の所管部部長等が決裁権限を持つ。</p> <p>(3) 補助金等の額</p> <p>県の平成元年度一般会計予算に占める補助金等の割合は 29.4%である。 (令和元年度一般会計当初予算と補助金等の対比) (単位:千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">款名</th> <th style="text-align: center;">当初予算</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">補助金等額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">金額</th> <th style="text-align: center;">構成比</th> <th style="text-align: center;">金額</th> <th style="text-align: center;">予算比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1. 議会費</td><td style="text-align: right;">3,058,295</td><td style="text-align: center;">0.2%</td><td style="text-align: right;">535,398</td><td style="text-align: center;">17.5%</td></tr> <tr><td>2. 総務費</td><td style="text-align: right;">62,262,738</td><td style="text-align: center;">3.5%</td><td style="text-align: right;">16,615,337</td><td style="text-align: center;">26.7%</td></tr> <tr><td>3. 保健費</td><td style="text-align: right;">226,373,281</td><td style="text-align: center;">12.7%</td><td style="text-align: right;">167,758,128</td><td style="text-align: center;">74.1%</td></tr> <tr><td>4. 環境費</td><td style="text-align: right;">3,410,709</td><td style="text-align: center;">0.2%</td><td style="text-align: right;">468,003</td><td style="text-align: center;">13.7%</td></tr> <tr><td>5. 生活労働費</td><td style="text-align: right;">160,811,378</td><td style="text-align: center;">9.0%</td><td style="text-align: right;">96,166,922</td><td style="text-align: center;">59.8%</td></tr> <tr><td>6. 農林水産業費</td><td style="text-align: right;">62,175,198</td><td style="text-align: center;">3.5%</td><td style="text-align: right;">33,141,394</td><td style="text-align: center;">53.3%</td></tr> <tr><td>7. 商工費</td><td style="text-align: right;">121,024,421</td><td style="text-align: center;">6.8%</td><td style="text-align: right;">8,802,411</td><td style="text-align: center;">7.3%</td></tr> <tr><td>8. 県土整備費</td><td style="text-align: right;">157,647,906</td><td style="text-align: center;">8.8%</td><td style="text-align: right;">8,782,204</td><td style="text-align: center;">5.6%</td></tr> <tr><td>9. 警察費</td><td style="text-align: right;">128,792,913</td><td style="text-align: center;">7.2%</td><td style="text-align: right;">54,305</td><td style="text-align: center;">0.0%</td></tr> <tr><td>10. 教育費</td><td style="text-align: right;">310,053,967</td><td style="text-align: center;">17.4%</td><td style="text-align: right;">64,120,261</td><td style="text-align: center;">20.7%</td></tr> <tr><td>11. 災害復旧費</td><td style="text-align: right;">38,924,831</td><td style="text-align: center;">2.2%</td><td style="text-align: right;">17,022,833</td><td style="text-align: center;">43.7%</td></tr> <tr><td>12. 公債費</td><td style="text-align: right;">221,814,353</td><td style="text-align: center;">12.4%</td><td style="text-align: center;">-</td><td style="text-align: center;">-</td></tr> <tr><td>13. 諸支出金</td><td style="text-align: right;">289,266,853</td><td style="text-align: center;">16.2%</td><td style="text-align: right;">110,925,597</td><td style="text-align: center;">38.3%</td></tr> <tr><td>14. 予備費</td><td style="text-align: right;">200,000</td><td style="text-align: center;">0.0%</td><td style="text-align: center;">-</td><td style="text-align: center;">-</td></tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">1,785,816,843</td> <td style="text-align: center;">100.0%</td> <td style="text-align: right;">524,392,794</td> <td style="text-align: center;">29.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 補助金等の事務</p> <p>県の補助金等の事務は、「福岡県補助金等交付規則(昭和三十三年三月一日福岡県規則第五号)」(以下、「規則」という。)に基づき行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 補助金等の交付の申請(規則第3条) ② 補助金の交付の決定(規則第4条) ③ 補助金の交付決定等の通知(規則第6条) ④ 補助事業等の遂行(規則第9条) ⑤ 実績報告(規則第13条) ⑥ 補助金等の額の確定等(規則第14条) <p>県は、規則に規定する手続きになじまない補助金等を除外するため、「福岡県補助金等交付規則の適用を受けない交付金及び給付金の指定」について(告示)を定めている。</p>	款名	当初予算	補助金等額			金額	構成比	金額	予算比	1. 議会費	3,058,295	0.2%	535,398	17.5%	2. 総務費	62,262,738	3.5%	16,615,337	26.7%	3. 保健費	226,373,281	12.7%	167,758,128	74.1%	4. 環境費	3,410,709	0.2%	468,003	13.7%	5. 生活労働費	160,811,378	9.0%	96,166,922	59.8%	6. 農林水産業費	62,175,198	3.5%	33,141,394	53.3%	7. 商工費	121,024,421	6.8%	8,802,411	7.3%	8. 県土整備費	157,647,906	8.8%	8,782,204	5.6%	9. 警察費	128,792,913	7.2%	54,305	0.0%	10. 教育費	310,053,967	17.4%	64,120,261	20.7%	11. 災害復旧費	38,924,831	2.2%	17,022,833	43.7%	12. 公債費	221,814,353	12.4%	-	-	13. 諸支出金	289,266,853	16.2%	110,925,597	38.3%	14. 予備費	200,000	0.0%	-	-	合計	1,785,816,843	100.0%	524,392,794	29.4%
款名	当初予算		補助金等額																																																																																		
	金額	構成比	金額	予算比																																																																																	
1. 議会費	3,058,295	0.2%	535,398	17.5%																																																																																	
2. 総務費	62,262,738	3.5%	16,615,337	26.7%																																																																																	
3. 保健費	226,373,281	12.7%	167,758,128	74.1%																																																																																	
4. 環境費	3,410,709	0.2%	468,003	13.7%																																																																																	
5. 生活労働費	160,811,378	9.0%	96,166,922	59.8%																																																																																	
6. 農林水産業費	62,175,198	3.5%	33,141,394	53.3%																																																																																	
7. 商工費	121,024,421	6.8%	8,802,411	7.3%																																																																																	
8. 県土整備費	157,647,906	8.8%	8,782,204	5.6%																																																																																	
9. 警察費	128,792,913	7.2%	54,305	0.0%																																																																																	
10. 教育費	310,053,967	17.4%	64,120,261	20.7%																																																																																	
11. 災害復旧費	38,924,831	2.2%	17,022,833	43.7%																																																																																	
12. 公債費	221,814,353	12.4%	-	-																																																																																	
13. 諸支出金	289,266,853	16.2%	110,925,597	38.3%																																																																																	
14. 予備費	200,000	0.0%	-	-																																																																																	
合計	1,785,816,843	100.0%	524,392,794	29.4%																																																																																	

○監査結果の記載方法

本報告書においては、監査結果を「指摘事項」と「意見」に区分している。

「指摘事項」とは、合規性・正確性に問題があり、是正措置が必要であるとして記載するものである。

「意見」とは、合理性や能率性の観点から、監査の過程で、不合理若しくは不能率な事項を発見した場合に、組織運営の合理化に資するものとして記載するものである。

なお、「指摘事項」と「意見」が混同することのないよう、項目の文頭に【指摘事項】又は【意見】と記載している。

○監査結果の概要は次のとおり

監査の視点	指摘事項	意見	合計
① 補助金対象は適切か、公益上の必要性はあるか	0	5	5
② 補助金の申請、決定、交付等の手続は定められた手順によるか	5	16	21
③ 補助金額の算定及び交付時期は適切か	0	3	3
④ 補助事業の実績報告は適切なものであるか	2	4	6
⑤ 補助金交付団体への指導及び監督は適切に行われているか	0	1	1
⑥ 補助事業の効果の測定及びそのフィードバックは適切に実施されているか	0	13	13
合計	7	42	49

総合意見	意見	合計
全庁的な管理強化について	1	1

○指摘事項及び監査の結果に添えて提出する意見は次のとおり

所管部署	補助金等 No.	補助金等の名称	指摘または意見の項目	監査の視点
—	—	全般的事項及び共通事項	【総括意見】全庁的な管理強化について	—
企画・地域振興部	調査統計課	2020年農林業センサス市町村交付金	【指摘事項1】流用申請について 【意見1】事務交付金収支報告書の様式について	② ②
	情報政策課	福岡県自治体情報セキュリティ対策協議会令和元年度事業費負担金	—	—
	市町村支援課	市町村振興宝くじ交付金	—	—
	市町村支援課	知事及び県議会議員選挙の執行に係る市町村交付金	—	—
	市町村支援課	第25回参議院議員通常選挙の執行に要する経費	—	—
	国際局国際政策課	福岡県国際交流センター事業補助金	【意見2】国際交流推進事業について	①
	広域地域振興課	「関門海峡ミュージアム展示更新」に要する経費の負担金	【意見3】支出負担行為決議書兼支出命令書の決裁処理について	②
	空港対策局空港事業課	北九州空港利用促進協議会負担金	【意見4】北九州空港利用促進協議会の繰越金について	⑤
商工部	商工政策課	福岡県運輸事業振興助成交付金	【意見5】福岡県トラック協会の基金の活用について	①
	中小企業振興課	福岡県組織化指導費補助金	【意見6】成果指標について 【意見7】実績報告の審査について	⑥ ④
	中小企業振興課	福岡県小規模事業経営支援事業費補助金	【意見8】人件費調書について 【意見9】効果検証のための指標の追加について	② ⑥
	中小企業振興課	福岡県地域商品券による地域経済活性化支援事業費補助金	【意見10】補助金交付先の制限について 【意見11】当補助金の将来的な廃止について	① ①
	新産業振興課	福岡県産業・科学技術振興事業費補助金	【意見12】実績報告書の充実について	④
	新産業振興課	福岡県南地域産業振興事業費補助金	【意見13】成果指標について	⑥
	企業立地課	福岡県企業立地促進交付金	【意見14】成果の未達成について	⑥
	観光局観光政策課	福岡県観光推進協議会負担金	【意見15】成果指標の設定について	⑥
環境部	廃棄物対策課	福岡県浄化槽整備事業補助金	【意見16】入手する資料の個人名について	②
			【意見17】申請書に添付される歳入歳出予算書について 【指摘事項2】歳入歳出決算書の適切な入手について	② ②
人づくり	文化振興課	福岡県芸術・文化活動事業補助金	【意見18】補助金の内容と必要性の検討について	①
	スポーツ振興課	ラグビーワールドカップ2019協賛くじ発売に係る収益金の出捐	—	—
		令和元年度ラグビーワールドカップ2019福岡開催推進委員会負担金	【意見19】成果指標の設定について	⑥

所管部署		補助金等 No.	補助金等の名称	指摘または意見の項目	監査の 視点
県民生活部	私学振興・青少年育成局政策課	21	福岡県公立大学法人運営費交付金	—	—
農林水産部	農山漁村振興課	22	多面的機能支払交付金	—	—
	農山漁村振興課	23	中山間地域等直接支払交付金	【意見20】実施状況の確認について	④
	経営技術支援課後継人材育成室	24	福岡県農業次世代人材投資事業費補助金	【意見21】農業次世代人材投資資金交付対象者チェックリスト(準備型)について	②
	農山漁村振興課	25	福岡県中山間所得向上支援事業交付金	—	—
	園芸振興課	26	福岡県園芸農業等総合対策事業費補助金 (活力ある高収益型園芸産地育成事業)	—	—
	園芸振興課	27	福岡県産地パワーアップ事業費補助金	—	—
	水田農業振興課	28	農業委員会交付金	—	—
	水田農業振興課	29	農地集積・集約化対策事業費補助金	【意見22】事業実施計画の評価について	⑥
	水田農業振興課	30	福岡県強い農業づくり交付金	—	—
	畜産課	31	強い畜産業づくり対策事業費	—	—
	農村森林整備課	32	福岡県農業農村整備事業補助金農村環境整備事業補助金	—	—
	農村森林整備課	33	福岡県農業農村整備事業補助金農地耕作条件改善事業	—	—
	林業振興課	34	福岡県林業・木材産業成長産業化促進対策	【指摘事項3】交付申請の審査について	②
	林業振興課	35	福岡県造林事業補助金(森林環境保全直接支援事業)	—	—
	林業振興課	36	福岡県荒廃森林整備事業交付金	【意見23】交付金の申請額の根拠となる資料について	②
	水産局水産振興課	37	福岡県漁港関係事業費補助金【水産基盤整備事業(水産物供給基盤機能保全事業)】	—	—
38		福岡県漁港関係交付金事業費交付金【農山漁村地域整備交付金(漁業集落環境整備事業)】	—	—	
保健医療介護部	保健医療介護総務課	39	福岡県病院事業会計負担金	【意見24】行政手続の効率化について	②
	医療指導課	40	福岡県救急医療施設運営費等補助金(ドクターヘリ導入促進事業)	【意見25】成果指標の目標値について	⑥
	医療指導課	41	福岡県診療情報ネットワーク活用拡大事業費補助金	【意見26】定量的な成果指標の設定について	⑥
	医療指導課	42	看護師等養成所運営費補助金	【意見27】県内就職促進加算の考え方について	③

所管部署		補助金等 No.	補助金等の名称	指摘または意見の項目	監査の 視点
	高齢者地域包括ケア推進課	43	福岡県在宅医療提供体制充実強化事業費補助金	【意見28】事業実施地域当たりの基準額について	③
	高齢者地域包括ケア推進課	44	福岡県地域支援事業交付金	—	—
	介護保険課	45	高齢者福祉施設等施設整備費補助金	—	—
	介護保険課	46	福岡県軽費老人ホーム事業費補助金	—	—
建築都市部	住宅計画課	47	住宅新築資金等貸付助成費	【意見29】住宅新築資金等貸付事業利子補給金の関連書類の簡素化について 【意見30】住宅新築資金等貸付助成事業の実績報告書について	② ④
	都市計画課	48	市街地再開発事業費補助金	【意見31】社会資本総合整備計画の目標設定について 【意見32】事業の目標未達成について	⑥ ⑥
福祉労働部	人権・同和対策局調整課	49	福岡県隣保館運営費等補助金	【意見33】効果検証のための指標の設定について 【指摘事項4】実績報告書の記載誤りについて	⑥ ④
	福祉総務課	50	福岡県社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	—	—
	保護・援護課	51	生活福祉資金貸付事業補助金(緊急小口資金等の特例貸付事業)	—	—
	保護・援護課	52	福岡県生活保護費県費負担金	【意見34】個人情報の取扱いについて 【意見35】交付要綱の記載について	② ②
総務部	税務課	53	地方消費税徴収取扱費負担金	—	—
	税務課	54	ゴルフ場利用税交付金	【意見36】回答事務の効率化について 【意見37】面積調の記載について	② ②
	財産活用課	55	国有財産等所在市町村交付金	—	—
教育庁	文化財保護課	56	福岡県文化財保護事業補助金	【意見38】添付書類の原本証明について	②
県土整備部	河川整備課	57	都市基盤河川改修補助金	【指摘事項5】実績報告書の提出日について	④
	砂防課	58	福岡県急傾斜地崩壊対策事業費補助金	【指摘事項6】変更申請の承認時期について	②
				【意見39】変更申請に係る規程の明確化について	②
				【意見40】交付申請の提出部署について	②
	砂防課	59	福岡県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金	【指摘事項7】補助金交付要綱と事務手続の乖離について	②
	水資源対策課 水道整備室	60	小石原川ダム建設に係る水特法第12条負担金	—	—
		61	福岡県水道広域化事業費補助金	—	—
62		福岡県生活基盤施設耐震化等補助金	【意見41】耐震化率の達成状況について 【意見42】予算書の提出について	⑥ ③	

1. 全体的事項及び共通事項に関する監査の結果及び意見

項目	【総合意見】全庁的な管理強化について	本編 P24
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務部財政課は、「福岡県補助金等交付規則」等の改廃等の管理。 ○ 総務部人事課内部統制室において内部統制制度を導入、補助金等の事務について業務手順を明確化し、各補助金等所管課が当該事務処理に係るリスク認識に基づいた確認ができる仕組みを構築。 	
指摘事項 もしくは 意見	<p>① 補助金等の網羅的な把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査対象とする個別の補助金等を抽出する際、令和元年度の補助金等リストの提供を求めたが、該当する資料作成されていないため入手できず。 ・「福岡県財政改革プラン 2017」では、補助金等を含む事務事業を見直し、予算削減を実現する一方で、今回の監査対象となった補助金等の中に削減余地があるものを検出。 ・「福岡県財政改革プラン 2017」の実行性を高めるため、補助金等全体把握に基づく補助金等の性格、財源、事業実施期間を踏まえた分析を行い、見直しの対象とする補助金等分野の絞り込み等の戦略的な取り組みが必要。 <p>② 補助金等の事務に係るリスク認識の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金等に係る事務に関係するリスクには、書類等の不備等の形式的リスクと、補助目的との不整合、交付の適否、及び交付金額の妥当性に深く関連する実質的リスクの2つ。 ・リスク認識、及びその対応策の設計については、各補助金等の所管部局に全面的に委ねていても、大きな改善は期待できない。 ・財源、交付先、規模、及び福岡県補助金等交付規則適用の対象か否か等、補助金等の性格毎に事務手続き上のリスクを統括的に認識した全庁的なリスク低減活動が必要。 <p>③ 補助金等交付要綱等が一般に公表されていないものがある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上で確認できる要綱等は、今回の監査対象補助金等 62 件のうち5件。 ・補助制度の有効性を高め、情報偏在による公平性を害することがないよう県ホームページ等を利用して一般に公表することが必要。 <p>(改善提案)</p> <p>県は、補助金等の事務を全庁的に統括する役割を明確にし、県の補助金等の状況を網羅的に把握するとともに、令和2年度からの内部統制制度の各所管部局の取り組みの収集・分析を継続することにより、今後のリスク低減に向けた活動を強化されたい。</p>	

2. 個別の補助金に関する監査の結果及び意見

(1) 監査の視点① 補助金等の対象は適切か、公益上の必要性はあるか

項目	【意見2】国際交流推進事業について	本編 P47
補助金名	No.6 福岡県国際交流センター事業補助金	
現状	○ 県の行政改革の一環として、公社等外郭団体に県出資相当額について返戻をさせるとともに、当該返戻額の運用益相当額を団体の事業実施に必要な経費とあわせて交付。	
指摘事項 もしくは 意見	<p>○ 県が団体に支払う基本財産返戻に伴う運用益補填は、具体的な事業ではないにも関わらず、「福岡県国際交流センター事業補助金交付要綱」補助事業として明記。</p> <p>(改善提案)</p> <p>○ 福岡県国際交流センター事業補助金交付要綱は、補助対象とする事業とその経費、及び負担率を明確にすることができるよう、具体的な補助事業のみを記載することを検討されたい。</p> <p>○ 基本財産の県への返戻に伴う運用益補填など、補助事業以外の補助金の積算要素がある場合には、その内容を要綱等に明記されたい。</p>	

項目	【意見5】福岡県トラック協会の基金の活用について	本編 P64
補助金名	No.9 福岡県運輸事業振興助成交付金	
現状	<p>○ 「運輸事業の振興の助成に関する法律第三条第一項の事業を定める政令」の中で、「特定運輸事業を営む者の経営の安定化に寄与するとする事業については、交付対象事業者が、交付金を財源として基金を設けることも可能。</p> <p>○ 公益社団法人福岡県トラック協会の当規定に基づく基金残高は、令和元年度末現在 3,755,562 千円。</p>	
指摘事項 もしくは 意見	<p>○ 令和元年度における基金の処分 12,868 千円のうち、事業資金としての支出は 5,408 千円。</p> <p>○ 事業資金として使用されたのは平成 30 年度末基金残高の 0.14%。残り 99.86%が使用されず次年度繰越。</p> <p>○ 基金への繰り入れや基金の処分は団体の判断によるところであるが、その財源は福岡県運輸事業振興助成交付金であり、その目的のために毎年度使用されることが望ましい。</p> <p>(改善提案)</p> <p>○ 3,755,562 千円の基金の使途と必要性について、県は公益社団法人福岡県トラック協会と協議し、輸送力の確保、輸送サービスの向上、安全運転の確保等、当該助成交付金の目的を達成するための事業資金として、今まで以上に活用(支出)できないか検討されたい。</p>	

項目	【意見10】補助金交付先の制限について	本編 P83
補助金名	No.12 福岡県地域商品券による地域経済活性化支援事業費補助金	
現状	○ 当補助金では、県内の商工会、商工会議所及び商店街が発行する商品券のプレミアムの一部助成(商品券販売額の100分の3を上限)と商品券発行に係る事務経費(全額)を補助。	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交付先には制限がないため、大都市中心部の商店街や大型ショッピングセンターのテナントにより構成される商店街も交付対象。 ○ これらのテナントには全国チェーン店の店舗が存在し、商品券の換金店舗には、全国チェーン店での換金が多い。 ○ 補助金交付の必要性の観点から考慮すると、人口や企業が多い政令指定都市や中核都市の商店街が発行する商品券に、補助金を交付する必要性は乏しいと言わざるを得ない。 ○ 大都市部の商店街が発行する商品券には、プレミアム率が20%の商品券を発行している商店街がある。 ○ 消費者が集まる大都市圏の商店街はプレミアム率を高く設定することができ、当補助金(プレミアム率3%)がなくとも、商品券を発行することが可能。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県としては、補助金交付の必要性について再検討を行い、例えば、政令指定都市や中核市など、人口密集地に所在する商店会、商工会議所への当補助金の交付は廃止することについて検討されたい。 ○ 商品券のプレミアム率の設定を上限10%とし、10%以上のプレミアム率を設定できる商工会、商工会議所、商店街については交付しないことや、当補助金の交付要件とすることなどが考えられる。 	

項目	【意見11】当補助金の将来的な廃止について	本編 P84
補助金名	No.12 福岡県地域商品券による地域経済活性化支援事業費補助金	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県地域商品券による地域経済活性化支援事業は、商店街をはじめ地域経済の活性化を図るために平成21年度から実施。 ○ 景気の動向や商店街の要望などを把握し、補助金額や補助事業の内容を変更しながらも、一定金額の補助金が継続して交付。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一時的な消費喚起策ではなく、消費の下支えのために継続的に行われる消費喚起策となっている。 ○ 継続的な消費喚起策は、産業構造そのものを消費喚起策ありきの構造に変化させてしまうリスクがある。補助金の交付が現状の消費水準を維持するための必要な条件となり、変更や廃止によるマイナスの影響が大きいと、継続せざるを得ないこととなる。 ○ 長期的に補助金の交付を継続することで、消費喚起策としての効果が通減するため、再度不景気の時期が到来した場合に消費を喚起するためには、更なる補助金の交付が必要となる可能性がある。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣府が公表している景気動向指数などで明確に景気が回復したと判断できる場合には、当補助金の交付を停止することについて検討されたい。 ○ 消費喚起策は一度採用すると、停止する時のマイナス効果が懸念される。停止の方法については、例えばプレミアムへの助成率を徐々に低減するなど、工夫する必要がある。 	

項目	【意見18】補助金の内容と必要性の検討について	本編 P110
補助金名	No.18 福岡県芸術・文化活動事業補助金	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本県芸術・文化の振興に寄与するため、芸術文化団体等が主体的に実施する芸術・文化活動に対し、芸術・文化に関する公演や講演会等事業に係る経費を1/2以内で助成。 ○ 監査対象年度における補助金交付先は8件。 ○ 当補助金の成果指標は、補助金交付先の一つである、公益財団法人九州交響楽団の年間の演奏活動の回数(100回)を目標として設定。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県が当補助金制度で実現を目指す「福岡県の芸術文化の振興」という目標に対する成果指標を設定する必要がある。 ○ 成果指標が設定されていなければ、県として当補助制度を適正に評価することができなくなり、補助金を減額、廃止する際の根拠を有しないこととなるため、補助金の固定化につながる可能性がある。 ○ 令和元年度のみ開催された演奏大会への補助金を除き、他の5件については、平成27年度より同額の補助金が交付されていた。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 成果が評価されなければ、当補助金制度が目標とする「福岡県芸術・文化の振興」に寄与しているかが不明な事業への交付が、長期間にわたり行われることとなる。 ○ 補助金を交付するのであれば、期待される成果の設定は必要であり、成果を評価することで当補助金が県民の期待に応じた芸術・文化活動に交付されているか検討されたい。 	

(2) 監査の視点② 補助金等の申請、決定、交付等の手続は定められた手順によっているか

項目	【指摘事項1】流用申請について	本編 P34
補助金名	No.1 2020 年農林業センサス市町村交付金	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農林業センサスは、市町村を通じて調査員調査の形式で実施。 ○ 調査員への報酬、調査員に対する指導、調査票のとりまとめ等の経費に充てるために、県が市町村に交付。 ○ 報酬又は報償費を増減する流用額が当該経費の 10%を超えるような、交付金の流用を行う場合には、市町村は県への事前の申請による承認が必要 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県による事前の承認が必要な流用があったにもかかわらず流用申請がなされていない事案を2件検出。 (是正の方向性) ○ 要綱に沿った事務手続を行うよう市町村に指導を徹底されたい。 	

項目	【意見1】事務交付金収支報告書の様式について	本編 P35
補助金名	No.1 2020 年農林業センサス市町村交付金	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村は事務終了後に、県に対し「事務交付金収支報告書」により報告する。 ○ 市町村への交付額について執行残額が生じた場合には、県は市町村に対して返還を求める。 ○ 令和元年度において、交付金の執行残が生じたとして返還した団体は、交付対象となった 60 団体のうち 15 団体。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の「事務交付金収支報告書」の様式では、交付金の執行残が生じた場合の返還額が不明確。 ○ 各市町村は、事務交付金収支報告書に添付する形で別途資料を作成し金額を返還している。 (改善提案) ○ 事務処理ミスを低減させるため、執行残高が返還額として明確になるよう様式を改定することが望ましい。 	

項目	【意見3】支出負担行為決議書兼支出命令書の決裁処理について	本編 P53
補助金名	No.7 「関門海峡ミュージアム展示更新」に要する経費の負担金	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 財務会計システムを利用して補助金等に係る支出負担行為、支払命令は処理。 ○ ただし、支払命令までの決裁手続きは、財務会計システムから出力された紙ベースの「支出負担行為決議書兼支出命令書」を回付にて実施。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 財務会計システムに登録された支出負担行為及び支出命令の決裁日と、紙ベースの「支出負担行為決議書兼支出命令書」の決裁日が相違。 ○ その原因は、財務会計システムで支出負担行為決議書兼支出命令書の入力する際、負担行為年月日を入力すると支出命令日についても同日が表示されるため。 ○ 決裁手続自体に不備はないものの、財務会計システムに登録された決裁日は何ら意味を持たず修正されないため、決裁手続きにおける書類間での不整合が残る運用。 (改善提案) ○ 決裁手続の漏れ等の不備を回避し、また将来における押印廃止等を見据えた効率的な事務が行えるよう、財務会計システムにおける決裁処理フローを見直すことを検討されたい。 	

項目	【意見8】人件費調書について	本編 P75
補助金名	No.11 小規模事業経営支援事業費補助金	
現状	○ 当補助金の実績報告書の添付書類のうち、人件費調書には、経営指導員、補助員、記帳専任職員の氏名、年齢、俸給、扶養手当、調整手当、通勤手当、期末手当、住居手当、超過勤務手当、指導手当、人件費支出総額、福利厚生費などの情報が記載。	
指摘事項 もしくは 意見	<p>○ 必要な場合を除き、個人情報の入手を避けることが望ましい。やむを得ず入手した場合であっても、資料より個人名を削除したうえで保管すべき。</p> <p>○ 実績報告書には、補助対象職員の員数が最終申請における員数と一致していればよく、各員の俸給及び手当の合計額が「補助対象職員の設置費」と一致していれば、個人名まで記載する必要はない。</p> <p>(改善提案)</p> <p>○ 人件費調書から氏名欄を削除することについて検討されたい。氏名欄を残す場合であっても個人名は分からないように削除したうえで、調書は保管すべき。</p>	

項目	【意見16】入手する資料の個人名について	本編 P104
補助金名	No.17 福岡県浄化槽整備事業補助金	
現状	<p>○ 主な補助対象事業として、浄化槽設置整備事項(個人設置型)と浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)がある。</p> <p>○ 設置者である住民に対しては市町村を通して補助金が交付。</p>	
指摘事項 もしくは 意見	<p>○ 実績報告書には、補助対象浄化槽設置者一覧表が添付されている。この一覧表には設置者の氏名と設置場所が記載されている。</p> <p>○ 県の様式では電話番号を記載することとはなっていないが、電話番号まで記載して報告している自治体もある。</p> <p>○ 県は、「重複して補助を行っていないかを確認することを目的に、設置者氏名等を求めていることから、福岡県個人情報保護条例第3条第4項第6号の「事務の執行上やむを得ず収集するとき」に該当すると判断し、個人名を削除する必要はない」と判断している。</p> <p>○ 個人名、住所、電話番号など個人の特定に繋がる情報については、できる限り県として入手しないように努め、保管する際には個人が特定できないよう措置を講じて保管されたい。</p> <p>(改善提案)</p> <p>○ 重複して補助を行っていないかは、設置者に補助金を交付する市町村がチェックするべきであり、さらに県がチェックする必要性は乏しいと思われる。</p> <p>○ 県としてチェックを厳密にするため、個人名を記載した一覧表を入手するのであれば、チェック終了後は個人名を消して保管し、業務で使用するファイルとは別ファイルで保管するなど、個人情報の漏洩に繋がらない仕組みを構築されたい。</p>	

項目	【意見17】申請書に添付される歳入歳出予算書について	本編 P105
補助金名	No.17 福岡県浄化槽整備事業補助金	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助金交付申請書の添付書類は、補助金申請額と事業計画書、補助金所要額調、所要額内訳書、一般会計歳入歳出予算書抄本、整備区域図、事業を実施する市町村の事業費補助金交付要綱。 ○ 補助金交付先の一般会計歳入歳出予算書抄本は、申請された補助金を財源として事業が実施されることを確認するため、申請された補助金と補助対象事業の経費が予算として編成されているかを確認するために入手。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助金申請金額と歳入歳出予算書(抄本)の県補助金歳入額が一致しないケースが散見される。 ○ 歳入歳出予算書(抄本)の県補助金歳入額が補助金申請額と同額以上であれば問題ないものとして取り扱っているが、田川市、須恵町、は補助金申請額よりも予算書(抄本)の県補助金歳入額が少ない。 ○ 一般会計歳入歳出予算書(抄本)と申請された補助金が一致しない場合には理由をヒアリングし、問題ないかどうかを確認し、差し替えを求めるか、問題ないと判断した理由を申請書類に記載すべき。 (改善提案) ○ 県は、予算書(抄本)の県補助金歳入額が補助金申請額と一致するか確認し、一致しない場合には、その理由と補正予算で対応することを申請書類に記載しておくように、市町村に指導されたい。 	

項目	【指摘事項2】歳入歳出決算書の適切な入手について	本編 P106
補助金名	No.17 福岡県浄化槽整備事業補助金	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村からの実績報告書には添付書類として歳入歳出決算書(見込書)の抄本を要求。 ○ 補助金交付先の一般会計歳入歳出決算書を要求する目的は、申請された補助金を財源として事業が実施されたか確認するため。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 久留米市、大川市、川崎町については、実績報告書及び添付書類のいずれの数値とも一致しない予算書の抄本が添付されていた。 ○ 実績報告書に予算書の抄本が添付されているのは、補助対象事業が適切に実施されたかどうか確認ができない。 (改善提案) ○ 実績報告書には予算の抄本ではなく、補助対象事業が報告書に記載のとおり実施されているかを確認することができる決算書の抄本を添付するように、指導を徹底されたい。 	

項目	【意見21】農業次世代人材投資資金交付対象者チェックリスト(準備型)について	本編 P129
補助金名	No.24 福岡県農業次世代人材投資事業費補助金	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当補助金の目的は、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修段階及び就農直後の経営確立を支援。 ○ 「準備型」は県が次世代を担う農業者に対して直接交付し、「経営開始型」は市町村を通じて交付。 ○ 就農に向けて研修機関等において研修を受ける者に対する交付(準備型)は交付期間1年につき1人あたり最大 150 万円、交付期間は最長2年間。 ○ 経営開始直後の新規就農者に対する交付(経営開始型)は、経営開始初年度1人あたり 150 万円を交付し、経営開始2年目以降は前年所得に応じて減額して交付(最大 150 万円)され、交付期間は最長5年間。 ○ 準備型、経営開始型いずれの場合でも、県は交付決定に際しての審査、定期的に交付要件の充足状況の確認を実施。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、資金の交付対象者が交付要件を満たしているか国が定めたチェックリストを用いて確認したうえで、所属長が交付の決定をしているが、現行の様式では、確認を行った県担当者が明確にならない。 ○ チェックリストは、金銭を個人に支給する根拠となる重要な手続きであり、担当者を明確にする必要。 (改善提案) ○ 農業次世代人材投資資金交付対象者チェックリスト(準備型)について、県の担当者及び確認日を明らかにすることが望ましい。 	

項目	【指摘事項3】交付申請の審査について	本編 P162
補助金名	No.34 福岡県林業・木材産業成長産業化促進対策	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当事業は林業・木材産業に関係する生産・加工・流通コストの一体的な削減を図るために行う整備の支援が目的。 ○ 令和元年度は木材加工流通施設等の整備、木質バイオマス利用促進施設の整備に対し交付金を交付。 ○ 市町村は、交付対象となる事業についての計画申請を行い、県はその承認を実施。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県の審査項目の一つである「適正な資金調達計画と償還計画」について、網羅的な確認が行われていなかった。 ○ 県は、当項目について、経営診断結果に基づいて確認しているとのことである。 ○ 事業費のうち交付金見込み額を除いた額は借入により賄われている。 ○ しかし、当事業に係る経営診断は、自己資金を充当する前提で実施されているため、経営診断では当項目について判断ができないことが思料される。 (改善提案) ○ 計画妥当性の審査項目は国が示す様式等により網羅的に示されており、その一つ一つを詳細に確認することにより、合理的な審査が行える仕組みが整えられている。 ○ 審査の過程で、計画及びその添付資料について、チェックする際に不足する情報または不整合が検出された場合には、計画の修正や、追加情報の提供等を確実に実施されたい。 	

項目	【意見23】交付金の申請額の根拠となる資料について	本編 P168
補助金名	No.36 福岡県荒廃森林整備事業交付金	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 荒廃森林の整備や間伐実施体制の構築を目的とし、市町村が実施する事業に対して経費を交付。 ○ 交付対象経費は①荒廃森林の整備を行う本工事費、調査費、関連する事務費、②間伐実施体制の構築を目的とする自伐用機材の導入、集出荷場の整備、関連する事務費。 ○ 市町村が支出したこれらの経費については事前の申請を前提として全額を県費から交付。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当交付金の要綱で「関連資料」とのみ記載されており、具体的には指定されていない。 ○ 各市町村からの添付資料は発注した作業の契約書、工事完了届等様々であり、市町村によって当交付金に係る事務負担に格差が生じていることが推察される。 ○ 中には完成検査調書のみが添付されている例も相当数あり、この場合には書類上、当該市町村内のみで処理される資料が補助額の根拠となっている。 ○ 履行確認を行う際に契約書原本を各農林事務所が確認しているとのことであるが、履行確認時に作成される検査調書には「関係書類も整備されており良好」との記載にとどまっており、具体的にどのような確認が行われたかの記載がない。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交付金の申請額の根拠となる資料については、履行確認時に確認した資料名を具体的に記載し、交付金額が正当な金額であることを明確にするよう改められたい。 ○ また、履行確認時の資料閲覧で補助額の根拠として問題がないのであれば、実績報告書に添付が必要な資料は真に必要な最小限度に統一し、市町村の事務負担軽減を図られたい。 	

項目	【意見24】行政手続の効率化について	本編 P174
補助金名	No.39 福岡県病院事業会計負担金	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和元年度の福岡県病院事業会計負担金は557,566千円。県は、4月と10月の2回に分けて支払い。 ○ それぞれの支払に際して、申請書の提出、交付決定、支出負担行為決議、支出命令、支出という手続を実施。 ○ 当負担金は、総務省通知の繰出基準に基づいた負担金であり、主な内訳である、一般病院と比べて割高となる経費や、施設建設のための企業債償還元金と利息は、年度途中で、金額の変更が必要となる可能性が低い。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過年度の基礎数値を基に算定された繰出し基準に基づいた繰出金を一般会計から病院会計に繰出すのであれば、申請の手続は年に1回とし、支払を2回にとすれば良く、4月と10月の2回に分けて、同じ行政手続を実施する必要性は低い。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公営企業は独立採算制が求められている企業であるが、地方公営企業会計も一般会計も同じ県の組織である。 ○ 申請する側と申請を受ける側の事務の効率化は県にとって重要なテーマである。事務の効率化のため、申請書の提出、交付決定、支出負担行為決議などを年1回にまとめることができないか検討されたい。 	

項目	【意見29】住宅新築資金等貸付事業利子補給金の関連書類の簡素化について	本編 P201
補助金名	No.47 住宅新築資金等貸付助成費	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅新築資金等貸付事業利子補給金は、市町村が支出する償還利子額に対する利子補給金。 ○ 利子補給金交付申請書は例年2月に各市町村から提出される。 ○ 申請書の添付資料は、補給金の①算出基礎と②利子補給金の算出表とともに、③前年度の歳入歳出決算書(抜粋)と④当年度の歳入歳出予算書(抜粋)の4項目。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和元年度の利子補給金は、令和元年度に各市町村が支出した償還利子額に基づいて算定される。その算定根拠の数値はその前年度である平成30年度の歳入歳出決算書の数値と照合できるものではなく、③前年度の歳入歳出決算書(抜粋)は添付書類としては不要。 ○ 償還利子額は予算編成の有無により左右されるものではないので、申請書の提出時点で予算に計上されているかどうかを確認するための④当年度の歳入歳出予算書の必要性は乏しい。 (改善提案) ○ 前年度の決算書や予算書がなくとも、事業の実施可能性は十分に確認できるため、前年度の決算書や予算書などの添付書類の省略について検討されたい。 	

項目	【意見34】個人情報の取扱いについて	本編 P221
補助金名	No.52 福岡県生活保護費県費負担金	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当負担金は、生活保護法に定める、保護費、保護施設事務費及び委託事務費の支弁とは別に、居住地がないか、又は明らかでない被保護者や、宿所提供施設又は母子生活支援施設を利用している被保護者について、以下の規定に基づき、市町村が負担した保護費等の一部を負担するもの。 ○ 生活保護法第73条の規定に基づく保護対象者について、県費負担の新規適用及び適用除外のケースが生じた場合には、その都度、市町村は県に報告することとされている 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村から報告された「生活保護費県費負担金第○四半期に新規に対象又は対象外となったものについて」を閲覧したところ、市町村によって個人名が記載されているもの、記載されていないものがあった。 ○ また、個人名が記載されているものについては、個人名を消して綴じられているものもあれば、個人名が消されずに綴じられているものもあった。 ○ 県は、個人情報の取り扱いをより厳格化し、すでに平成31年3月に報告様式を改正し、個人名の記載欄を削除しているが、改正後も個人名入りの旧様式の報告書を提出している市があり、その場合には県で個人名を消すようにしていたところ、個人名を消していないものが一部残っており、混在する状態となったものである。 (改善提案) ○ 住所や電話番号は記載されていないが、個人情報の取り扱いの厳格化のためには、個人名が記載されないことが望ましい。 ○ 今後は、個人名を記載しない、改正後の様式で報告するように市に指導を徹底されたい。 	

項目	【意見35】交付要綱の記載について	本編 P222
補助金名	No.52 福岡県生活保護費県費負担金	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県費負担金事業実績報告書は年度終了後の4月末日までに、交付先の市から報告されることとなっている。 ○ 県では、実績報告書に基づき、県費負担金の額の確定を行うが、県費負担金の確定にあたっては、各市の福祉事務所が、交付決定の内容に従って事業を実施したかどうかを確認するために提出された実績報告書を審査している。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県の「生活保護法による生活保護費県費負担金交付要綱」においては、審査についての文言がなかった。交付要綱第10条第1項(額の確定等)では「県費負担金の額の確定は、前条の実績報告書に基づき知事が行う。」と記載されているのみである。 ○ 福岡県補助金等交付規則第14条(補助金等の額の確定等)では「知事は、補助事業等が完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合と認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。」とされている。 ○ 当補助金の交付要綱においても、審査や現地調査について明確に記載することが望ましい。 (改善提案) ○ 補助金等にとって審査は重要な手続であるため、他の補助金等の交付要綱と同様に、県費負担金の額の確定にあたり、実績報告書の内容を審査する旨を交付要綱に規定することが望ましい。 	

項目	【意見36】回答事務の効率化について	本編 P226
補助金名	No.54 ゴルフ場利用税交付金	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ ゴルフ場利用税は、ゴルフ場利用に当たり、利用者に課される租税で、ゴルフ場の経営者から県に納付される税金。 ○ 地方税法103条により、そのうち10分の7は市町村に県から交付される。 ○ ゴルフ場の敷地は広く、2以上の市町村にまたがって所在しているゴルフ場もある。そのようなゴルフ場については、県がそれぞれの市町村から、所在するゴルフ場の面積調を入手し、面積で按分して交付金額を算定。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 回答書に市町村長の印鑑が有るものと無いものがあった。また回答方法についても文書を郵送して回答するもの、FAX回答のものと同様であった。 ○ 当該文書は市町村に対する照会文書であり、その回答方法については指定しておらず、回答は市町村の内部規定等に基づく方法により行われている。 ○ しかしながら、照会文書の回答についても、市町村長の印鑑を押印し、文書で郵送する方法では、申請する市町村における行政事務の手間や時間がかかり、そのための費用も必要となる。 (改善提案) ○ 事務の効率化のため、照会文書の回答についてはメールでの回答で一本化することについて、県から働きかけることを検討されたい。 	

項目	【意見37】面積調の記載について	本編 P227
補助金名	No.54 ゴルフ場利用税交付金	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2以上の市町村にまたがって所在しているゴルフ場については、それぞれの市町村より所在するゴルフ場の面積調を入手し、面積で按分して交付金額を算定。 ○ ゴルフ場利用税は原則として毎月納付されるため、面積調においても毎月1日の面積を記載することが求められている。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年2月7日を期限とする面積調では、12月から2月までの各月の面積を記載することになっており、各市町村は2月1日の面積を確認したうえで、2月1日以降に県に回答すべきところ、1月中に回答している市町村が散見された。 ○ 面積は交付金の算定にかかわる基礎データであるため、実際に面積に変更がないか確認したうえで回答するように注意喚起することが望ましい。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 面積調は照会文書ではあるが、交付金額の算定根拠となる数値が記載された文書なので、記載に漏れや誤謬がないか厳密なチェックに努められたい。 	

項目	【意見38】添付書類の原本証明について	本編 P233
補助金名	No.56 福岡県文化財保護事業補助金	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化財補助事業である、文化財の保存、修理、整備事業、防災施設整備事業、文化財の調査、公開、伝承者養成事業、埋蔵文化財の発掘調査等に係る経費に対する補助金。 ○ 県では、交付先となる市町村や文化財所有者による交付申請書による交付審査、実績報告書による補助金の確定検査を実施。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当補助金の申請書には収支予算書が、実績報告書には収支決算書が添付。 ○ そこには「上記のとおり相違ありません」との市町村長名による証明の文章が記載され、市町村長印が押印されているものが散見された。 ○ また、実績報告書には、事業実施のために委託する業者からの見積書、契約書、仕様書の写しが添付され、写しに「原本と相違ない事を証明する」文章が記載され、市町村長印が押印されているものが散見された。 ○ 実績報告書の収支決算書における市町村長名の証明は、福岡県文化財保護事業補助金交付要綱に規定された様式による。見積書、契約書、仕様書の写しの原本証明については、交付要綱に定めるものではなく、各市町村の判断で押印されている。 ○ このような証明の文章と押印は、必ずしも添付資料の正確性や真実性を担保するものではないが、その証明と押印のための手続には時間と費用がかかっており、効率的な行政を阻害する一因となっている。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実績報告書の収支決算書における市町村長名の証明は、福岡県文化財保護事業補助金交付要綱に規定された様式によるので、要綱を改正し、証明印を削除した様式とされることを検討されたい。 ○ 市町村の条例や規則等に基づかない限り、添付資料に不要な証明の文章を記載し、市町村長印を押印することは避けるように、各市町村に注意喚起されたい。 ○ 証明の文章がない事や押印がない事をもって、書類の再提出を県が要望することがないように注意されたい。 	

項目	【指摘事項6】変更申請の承認時期について	本編 P238
補助金名	No.58 福岡県急傾斜地崩壊対策事業費補助金	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は崩壊により著しい被害を受けるおそれのある人家が、5戸以上(当該人家に官公庁、学校、病院、旅館等が含まれる場合は、5戸未満を含む)である急傾斜地を小規模急傾斜地として定め、当該急傾斜地に係る、急傾斜地の崩壊を防止するための施設や工事に係る事業費の一部補助を行っているもの。 ○ 補助金交付要綱第5条(事業内容等の変更等)によれば、「急傾斜地崩壊対策事業補助金交付申請書の記載事項について、別表-1に掲げる変更をしようとするときは、急傾斜地崩壊対策事業補助金変更申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。」と規定。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一部の市町村は、県への変更申請を行わないまま工事業者との変更契約を締結し、工事完了の後に、県に変更申請を行い、県はその変更申請の承認を行っている。 ○ 県は、申請内容に変更が生じた時点で市町村と口頭協議を行ったとしているが、市町村による変更申請は工事業者の工事完了後に行われており、補助申請の額及び内容等に変更が生じた後の変更申請となっている。 (是正の方向性) ○ 県は、今後、申請内容に変更が生じた自治体に対して、補助申請の額及び内容等に変更が生じた時点、少なくとも業者との変更契約の締結前に県への変更申請が必要である旨の指導を行うべきである。 	

項目	【意見39】変更申請に係る規程の明確化について	本編 P238
補助金名	No.58 福岡県急傾斜地崩壊対策事業費補助金	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助金交付要綱には延長に係る記載がなく、別途、変更申請に係る規程も存在しない。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一部の市町村は、当初申請の実施期日後に期日の変更延長申請を行っている。 ○ 本来は当初の期限内で延長に係る変更申請が行われることが望ましいが、補助金交付要綱には延長に係る記載がなく、別途、変更申請に係る規程も存在しないため、県はその申請を承認している。 (改善提案) ○ 県は、延長に係る変更申請の提出期限を当初の期限内とすることを明示するため、規程にて明確化することが望ましい。 ○ その際、【指摘事項6】に記載している、業者との変更契約の締結前の県への変更申請の必要性についても、規程にて明確化することが望ましい。 	

項目	【意見40】交付申請の提出部署について	本編 P239
補助金名	No.58 福岡県急傾斜地崩壊対策事業費補助金	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助金の交付申請については急傾斜地崩壊対策事業補助金交付申請書(様式第1号)を知事に提出することを規定されている。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請様式の提出先となる部署は、県土整備事務所、もしくは、砂防課となっており、提出先が統一されていない。 (改善提案) ○ 提出先を一本化することにより県の業務効率化が図れることが想定されるため、提出先の統一を検討することが望ましい。 	

項目	【指摘事項7】補助金交付要綱と事務手続の乖離について	本編 P242
補助金名	No.59 福岡県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本補助金は、激甚災害として指定された平成 29 年度7月の九州北部豪雨にて、朝倉市及び東峰村の斜面崩壊が発生した計8か所について、再度の災害を防ぐため、朝倉市及び東峰村が緊急的に施行したがけ崩れ防止工事の事業費に係る補助。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助金交付要綱の一部の条文や様式について、交付要綱に定める資料と県の事務手続が乖離している状況にある。 ○ 補助金交付要綱第4条において「建設大臣の審査」との記載が残っており、国の最新の組織体制に係る文言の修正が行われていない。 ○ 補助金交付要綱第3条では、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業計画書(様式1号)の提出を求めているが、現在の県の事務では、国への申請資料である災害関連地域防災がけ崩れ対策事業計画書(別紙1)を様式1として取り扱っている。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県は補助金交付要綱について、現状の事務手続に即した見直しを図る必要がある。 	

(3) 監査の視点③ 補助金額の算定及び交付時期は適切か

項目	【意見27】県内就職促進加算の考え方について	本編 P185
補助金名	No.42 看護師等養成所運営費補助金	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当補助金の目的は、保健師助産師看護師法に基づき指定を受けた保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所の運営に必要な経費を補助することにより看護師等養成所における教育内容の向上を図ること。 ○ 補助金のうち県内就職促進加算は、交付先からの利用申し出に基づき交付される。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、県内就職促進加算について、予算額 14,130 千円の範囲内で利用申し出があった 20 学校に対して等分し、交付を行っている。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内就職促進加算に関して、申し出に対して予算額を等分した交付ではなく、例えば目標としている県内医療機関就職率 75%を達成した学校に重点的に加算の上、交付を行うなど、メリハリをつけた交付を行うことで補助金交付先の努力を反映するような加算を行うことを検討することが望ましい。 ○ 現在未達成となっている成果指標の県内医療機関就職率 75%以上の達成のために県内就職促進加算を活用することを検討されたい。 	

項目	【意見28】事業実施地域当たりの基準額について	本編 P188
補助金名	No.43 福岡県在宅医療提供体制充実強化事業費補助金	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本補助金の目的は、超高齢化社会を迎える 2025 年までに、患者の状態に応じた適切な医療を地域において効果的かつ効率的に提供する体制を整備し、患者ができるだけ早く社会に復帰し、地域で継続して生活を送れるようにすること。 ○ 県内の 20 郡市医師会(30 市郡区医師会)に対して、在宅医療充実強化のためのルール策定や医療従事者に対する研修、在宅医療・介護連携に関する広域的・補完的の事業等に必要な経費を補助。 ○ 事業実施地域、福岡市と北九州市においては行政区毎に、それ以外の事業者については1事業者1事業実施地域。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業実施地域あたり 10,045 千円を基準額としているが、事業実施地域を複数抱える北九州市への交付においては、1事業実施地域当たり 10,045 千円の基準額を超過して交付している地域が存在する ○ 県は、北九州市医師会が、小倉医師会を含めた5地区をまとめて補助申請しており、補助金の精算にあたり、基準額5地区分で実績報告書を精査し、適正である旨を確認しているとしている。 ○ 当補助金交付要綱には、事業実施地域を複数抱える事業者への補助に係る明確な規定がなく、その回答についての合理性が検証できない。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の補助金交付要綱は、1事業者1事業実施地域を前提とするものとなっており、北九州市や福岡市のように、複数の事業実施地域を抱える事業者に対する補助の取扱いについて、補助金交付要綱においてその取扱いを明確化するべきである。 	

項目	【意見42】予算書の提出について	本編 P249
補助金名	No.62 福岡県生活基盤施設耐震化等補助金	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当補助金の申請書に添付される資料は、事業計画調書、事業費所要額調書、算定基準による算定額明細書、財源調書、工事工程表、歳入歳出予算書の写し、設計図面など。 ○ 事業計画調書、事業費所要額調書、算定基準による算定額明細書、財源調書が提出され、申請に必要な事業は把握できるにも関わらず、歳入歳出予算書についても提出を求めているのは、補助金の対象となる事業が、予算措置されているかの確認のため。 ○ 当補助金の実績報告書に添付される資料は、工事施工方法、事業費精算額調書、算定基準による算定額明細書、工事設計書、財源調書、歳入歳出決算(見込み)書、請負及び竣工検査調書、契約書など。 ○ 歳入歳出決算(見込み)書の提出が求められているのは、報告された事業が実際に行われ、報告された事業費が決算書にも計上されていることを確認するため。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請書に添付する書類として、複数の水道事業者もしくは用水供給事業者が、その水道事業者もしくは用水供給事業者の予算書を提出していた。 ○ 補助事業の事業は、全体の予算書に含まれているため、提出された予算書を閲覧しても、補助金の対象となる事業が、予算措置されているか確認できなかった。 ○ 実績報告書に添付する書類として、複数の水道事業者もしくは用水供給事業者が、その水道事業者もしくは用水供給事業者の歳入歳出決算書を提出していた。 ○ 補助事業の事業費は全体の決算書に含まれているため、提出された決算書を閲覧しても、実績報告書に記載されている補助事業が実施されたか、事業費が支出されたか確認することができなかった。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水道事業者及び用水供給事業者から提出された予算書のみでは、補助金の対象となる事業が予算措置されているか確認できない場合、当該事業者に対し、対象事業に該当する部分の抜粋資料の提出を要望されたい。 ○ 歳入歳出決算(見込み)書は、事業の実績を確認し、補助金を確定するためには必要な資料である。 ○ 抜粋資料を提出していない水道事業者及び用水供給事業者に対し、補助対象事業の支出が抜粋された資料を提出するように要望されたい。 	

(4) 監査の視点④ 補助事業の実績報告は適切なものであるか

項目	【意見7】実績報告の審査について	本編 P69
補助金名	No.10 福岡県組織化指導費補助金	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助金の額を確定するためには、補助対象事業の終了後、補助金交付先から提出される実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等の履行確認が必要。 ○ 通常、補助事業の履行確認は、当該行為の履行があった日の属する年度内に実施。 ○ 実績報告書の提出が4月以降となる場合には、実績報告書の審査も4月以降となるため、実績報告書の提出前であっても、当該行為の履行があった日の属する年度内(3月31日まで)に、聞き取り等により履行確認がなされ、審査結果書類や補助金額の確定の伺い書等に、その旨が記載される。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績報告書に令和2年4月16日付の確認印があるものの、年度内(3月31日まで)において補助事業の履行確認印がない。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実績報告書の提出が4月以降になる場合には、実績報告書による審査に加え、補助事業の履行があった日の属する年度内(3月31日まで)に履行確認を実施し、その結果を文書として残すことが望ましい。 	

項目	【意見12】実績報告書の充実について	本編 P88
補助金名	No.13 福岡県産業・科学技術振興事業費補助金	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当補助金の成果指標は①県財政負担率、②コーディネーター派遣件数、③製品化件数、④フォーラム・セミナー等の定員に占める参加者の割合、⑤フォーラム・セミナー等の参加者の理解度・満足度の5つ。 ○ 補助金の確定検査に際して、交付先から提出される実績報告書は、事業報告書と収支決算書より構成されている。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績報告書は事業の内容が記載されているものの、具体的な数値による活動報告が行われていない。 ○ 交付先法人が作成する事業報告書は、交付先法人全体の事業に係る事業報告書であり、その活動は多岐に渡ることから、当補助金の補助対象事業の実績を把握することが困難。 ○ 概要調査票に記載されている成果指標の実績値を、提出された交付先法人の事業報告書で確認することができなかった。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 成果指標のうち、コーディネーター派遣件数、製品化件数、フォーラム・セミナー等の開催回数と参加者数などは、実績報告書に実績数値を記載させることが望ましい。 ○ 補助金交付先の法人が作成する事業報告書をもって、補助対象事業の実績を把握するのであれば、実績報告書の内容を補助対象事業の実績が把握できるように作成することを依頼されたい。 	

項目	【意見20】実施状況の確認について	本編 P125
補助金名	No.23 中山間地域等直接支払交付金	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平地に比して不利な農業生産条件を補正するため、平坦地との生産コストの差を補うための交付金を適切な農業生産活動を5年以上継続する農業者に対して市町村が集落協定及び個別協定に基づいて交付。 ○ 「農業の有する多面的機能発揮の促進に関する法律」に基づき、市町村が集落等に交付、県は当交付金の国及び県の負担分を市町村に交付。 ○ 県は、当交付金の交付先である市町村に対して、各農林事務所職員を確認者とする取組活動の履行等の実施状況確認を実施。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各交付先の市町村全てに対し複数回確認が実施されているが、確認回数に規則性はない。 ○ 集落協定又は個別協定に定められている事項の実施状況、経理処理の状況等確認すべき事項は多岐にわたり、交付額や交付先数等が多くなれば、確認作業量はそれに伴い多くなる。 ○ 市町村への1回当たりの確認の最高額は19,982千円、最低額は194千円であり、県による確認水準に乖離が生じていることが想定される。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 限られた農林事務所職員により行われる実施状況確認の水準を高めるため、当交付金において処理誤りにつながるリスクの明確化、確認事項すべき事項の整理を行ったうえで、交付額や交付先等の規模に応じた実施状況を確認することを検討されたい。 	

項目	【意見30】住宅新築資金等貸付助成事業の実績報告書について	本編 P201
補助金名	No.47 住宅新築資金等貸付助成費	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅新築資金等貸付助成事業の補助金は、市町村の財政負担を軽減するため、①貸付金の回収事務及び督促等の経費②法的措置や強制執行の申し立てに係る経費③未償還額と強制執行等による取立額との差額④借受人や保証人、相続人等が死亡、行方不明、経済的困窮等により償還困難な貸付額について助成するもの。 ○ 市町村は、補助対象事業区分別に対象支払額と支払額に対する補助金額が記載された補助金精算調書により実績を報告。 ○ さらに、市町村は支出の内訳を明らかにするため、当事業に係る決算内訳書が参考資料として提出される。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績報告書を提出した市町村のうち4つの補助金精算調書と決算内訳書が不一致。 ○ その不一致の原因は、「その他国土交通大臣が必要と認める経費」について、補助金精算調書には記載するものの、決算内訳書には記載していないため。 ○ 「その他国土交通大臣が必要と認める経費」は、④借受人や保証人、相続人等が死亡、行方不明、経済的困窮等により償還困難となった貸付額の市町村における財政負担であり、当該助成事業の助成対象となる。 ○ 他の自治体は、その経理的な処理を決算内訳書に記載していたため、助成対象となる財政負担を確認することができた。 ○ 決算内訳書に記載していない4市町村においては、助成対象となる財政負担を確認することができなかった。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「その他国土交通大臣が必要と認める経費」について、市町村が実施した経理的な処理は、「その他国土交通大臣が必要と認める経費」の重要な根拠であり、市町村の財政負担が発生した年度に経理的な処理を行い、決算内訳書に記載することが望ましい。 ○ 市町村の財政負担発生年度に経理的な処理を行わないのであれば、いつ、どのような経理的な処理を行うのか、その予定について文書入手することが望ましい。 ○ 県は、各市町村が経理的な処理を適時に行うことで、補助金精算調書と一致する決算内訳書を提出するように各市町村に指導されたい。 	

項目	【指摘事項4】実績報告書の記載誤りについて	本編 P213
補助金名	No.49 福岡県隣保館運営費等補助金	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当補助金の確定は、補助金事業実績報告書に基づき実施。 ○ その添付書類は、隣保館運営費等補助金精算書、隣保館運営費等支出済額調、隣保館運営費等支出済額内訳表、隣保館運営費等従事職員調、隣保館運営費等事業報告書と、多岐にわたる。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当補助金の実績報告書と添付資料を閲覧した結果、記載誤りが散見された。 ○ いずれも報告書の記載誤りとして監査実施中に実績が記載された資料が差し替えられたが、修正があれば補助金の確定時期までに修正資料を入手し、可及的速やかに実績報告書として綴り込むべきである。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実績報告書の審査をより厳密に実施すべきである。チェック項目を記載したチェックリストを作成し、審査に活用するなど、審査の有効性について検討されたい。また当補助金の補助対象事業は多岐にわたり、その計算方法も複雑であり、添付する資料も大量となるため、記載ミスや提出漏れが発生するリスクが高い。 ○ 資料の簡略化を検討するとともに、申請や実績報告のデータベース化等によって、資料の記載ミスや提出漏れを防ぐような仕組みの構築を検討されたい。 	

項目	【指摘事項5】実績報告書の提出日について	本編 P236
補助金名	No.57 都市基盤河川改修補助金	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 北九州市、福岡市の市街内に存する一級河川又は二級河川で、北九州市長、福岡市長が行う河道拡張、橋梁架け換え等、治水安全度を向上させるための改良工事で、国の補助事業として認められた事業に対しては県も補助を行っているもの。 ○ 補助金交付要綱では、実績報告は補助事業の完了した日から30日以内に提出するもの規定。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年度都市基盤河川改修事業に係る補助事業の完了は平成31年3月中に完了しているものの、その実績報告の提出日が、福岡市では令和元年度6月13日、北九州市では令和元年度6月25日となっており、交付要綱に定める期限を超過して実績報告書の提出がされている。 ○ 期限を超過している理由として、県は、国の補助金交付要綱においてやむを得ない事情がある場合には、国への実績報告については完了の日の属する国の会計年度の翌年度の6月30日までの提出を認められていることから、県に提出する実績報告も国の交付要綱に準じて、6月の提出を容認しているとしているものの、県の補助金交付要綱には国の交付要綱に準じる旨の明確な記載がない。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県が、現在の事務を継続とするのであれば、県の補助金交付要綱にて、実績報告の提出期日について、国の交付要綱に準じる旨の記載を行うように見直しを図る必要がある。 	

(5) 監査の視点⑤ 補助金等交付団体への指導及び監督は適切に行われているか

項目	【意見4】北九州空港利用促進協議会の繰越金について	本編 P59																																					
補助金名	No.8 北九州空港利用促進協議会負担金																																						
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当負担金は、「福岡県補助金等交付規則の適用を受けない交付金及び給付金の指定」に該当し、事業の実績報告、それに基づく補助金等の額の確定手続きは不要。 ○ 北九州空港利用促進協議会総会において、歳入歳出予算案、及び負担金内訳が決議されることにより決定し、県はそれに基づき交付。 																																						
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 北九州空港利用促進協議会の歳入歳出決算において、繰越金が過去5年度で増加傾向にあり、令和元年度末残高は 120,837 千円である。 <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">繰越金</td> <td style="text-align: center;">9,728</td> <td style="text-align: center;">56,608</td> <td style="text-align: center;">88,024</td> <td style="text-align: center;">129,836</td> <td style="text-align: center;">120,837</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">事業費</td> <td style="text-align: center;">予算額</td> <td style="text-align: center;">527,103</td> <td style="text-align: center;">493,285</td> <td style="text-align: center;">712,389</td> <td style="text-align: center;">1,053,191</td> <td style="text-align: center;">1,122,925</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出済額</td> <td style="text-align: center;">371,048</td> <td style="text-align: center;">400,106</td> <td style="text-align: center;">517,833</td> <td style="text-align: center;">782,619</td> <td style="text-align: center;">757,399</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">差額(予算未執行額)</td> <td style="text-align: center;">▲ 156,055</td> <td style="text-align: center;">▲ 93,178</td> <td style="text-align: center;">▲ 194,556</td> <td style="text-align: center;">▲ 270,572</td> <td style="text-align: center;">▲ 365,526</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">負担金減額による未執行額調整</td> <td style="text-align: center;">145,281</td> <td style="text-align: center;">36,328</td> <td style="text-align: center;">105,579</td> <td style="text-align: center;">140,386</td> <td style="text-align: center;">245,407</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(出典:各年度歳入歳出決算より監査人が集計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 過去5年度歳入歳出決算からその主な発生要因は事業費予算の未執行。 ○ 繰越金の将来における具体的事業への財源充当に関する明確な規定はないため、繰越金は、北九州空港利用促進協議会の裁量で自由に使用できるプール財源としての性格。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、北九州空港利用促進協議会の事業実施状況について年度内に適宜モニタリングを行い、繰越金が生じる可能性がある場合には、事業実施に見合う金額への負担金の見直しを当団体に対し求められたい。 		項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	繰越金	9,728	56,608	88,024	129,836	120,837	事業費	予算額	527,103	493,285	712,389	1,053,191	1,122,925	支出済額	371,048	400,106	517,833	782,619	757,399	差額(予算未執行額)	▲ 156,055	▲ 93,178	▲ 194,556	▲ 270,572	▲ 365,526	負担金減額による未執行額調整	145,281	36,328	105,579	140,386	245,407
項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度																																		
繰越金	9,728	56,608	88,024	129,836	120,837																																		
事業費	予算額	527,103	493,285	712,389	1,053,191	1,122,925																																	
	支出済額	371,048	400,106	517,833	782,619	757,399																																	
	差額(予算未執行額)	▲ 156,055	▲ 93,178	▲ 194,556	▲ 270,572	▲ 365,526																																	
	負担金減額による未執行額調整	145,281	36,328	105,579	140,386	245,407																																	

(6) 監査の視点⑥ 補助事業の効果の測定及びそのフィードバックは適切に実施されているか

項目	【意見6】成果指標について	本編 P69
補助金名	No.10 福岡県組織化指導費補助金	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県中小企業団体中央会に対する福岡県組織化指導費補助金の成果指標は、新規組合設立件数と中央会会員組合数。 ○ 当補助金の補助対象経費は、主に、福岡県中小企業団体中央会に所属する組織化指導員と職員を配置するための経費。 ○ 組織化指導員と職員が実施する補助事業は8つの事業に区分されており、組合等の指導事業や研修開催事業を実施。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 成果指標で挙げられている新規組合設立件数と中央会会員組合数は、職員が実施する補助対象事業の活動とは直接関連性がない。補助対象事業の活動と直接関連した成果指標が設定されていない。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 組織化指導員と職員が実施する補助対象事業には、中央会の会員や非会員に対する実地指導、各種相談、研修事業などがある。 ○ 効果検証のための成果指標として、新規組合設立件数と中央会会員組合数だけでなく、当補助金の効果として期待される実地指導件数や相談件数、研修開催数などを追加することについて検討されたい。 	

項目	【意見9】効果検証のための指標の追加について	本編 P75
補助金名	No.11 小規模事業経営支援事業費補助金	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当補助金は商工会議所や商工会が配置する、経営指導員、補助員、記帳専任職員等の配置に要する費用を補助するもので、その人件費が主な補助対象経費。 ○ 記帳専任職員は常勤職員であり、常勤職員全体の定数 140 名に対して 39 名が、福岡商工会議所、北九州商工会議所、柳川商工会議所を除く 16 商工会議所で、小規模事業者を対象とした記帳指導業務等に従事。 ○ 記帳専任職員の指導延べ回数、対象事業者数は実績報告書の報告対象。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 記帳専任職員の業務である記帳指導業務等の実施結果については、当補助金の成果指標として設定されていない。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小規模事業者にとって、継続的な記帳指導は重要な支援業務であること、記帳専任職員として 39 名の常勤職員を配置することは補助対象事業として重要であることから、その業務の実施結果は、補助金の効果検証の指標とすることが望ましい。 ○ 企業の記帳については、財務会計のシステム化・自動化が普及しており、小規模事業者の記帳指導業務に対する需要が、以前よりも減少していることが考えられる。 ○ 記帳の指導・支援件数についても効果検証のための指標とし、目標値の設定と実績の把握を行うことで、補助金の効果検証のみではなく、小規模事業者の記帳指導業務に対する需要についても把握し、記帳指導業務に対する補助金の在り方について検討されたい。 	

項目	【意見13】成果指標について	本編 P94
補助金名	No.14 福岡県南地域産業振興事業費補助金	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当補助金の主な目的は、「県南久留米を中心にバイオ技術を核とする新産業の創出やベンチャー企業等の一大集積を形成する」こと。 ○ 成果指標は「県の支援により成長産業分野で製品の実用化を実現した開発件数」。令和元年度までの累計件数が目標 104 件に対し、実績 104 件。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「製品の実用化を実現した」104 件が、県南地域のベンチャー企業の売上に貢献しているのか、県南地域のバイオ産業の拠点増加に貢献しているのかは不明。 ○ 「県南久留米を中心にバイオ技術を核とする新産業の創出やベンチャー企業等の一大集積を形成する」目的をどの程度達成できたのかを判断することはできない。 ○ 製品の実用化した案件は、その後企業の製品もしくは商品にどのように組み込まれ販売されたのか、実際に販売され、その販売実績はどの程度かまで把握することが重要であり、「製品の実用化」はスタート。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 成果指標として、「県の支援により成長産業分野で製品の実用化を実現した開発件数」だけでなく、バイオ関連産業の売上、バイオ関連産業の拠点数、バイオ関連産業の従事者など、補助金の目的が達成できているかどうかを判断できる指標を設定されたい。 	

項目	【意見14】成果の未達成について	本編 P97
補助金名	No.15 福岡県企業立地促進交付金	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交付対象事業等は交付要綱で定められた業種の製造・事業施設及び本社機能を有する特定業務施設の新設もしくは増設又は移転。 ○ 当交付金の成果指標は、①企業立地件数と②新規雇用計画者数の2つ。 ○ 主な交付金は、業務施設を取得する場合は設備投資額、賃貸する場合は設備投資額の対象となる資産の年間賃借額、及び、操業開始から3年間に雇用した県民新規常用雇用数を根拠に算定。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和元年度における新規雇用計画者数は、目標人数 3,000 人に対し実績人数 1,132 人と目標を大幅に下回る。 ○ 新規雇用計画者数について、実績が目標を下回った詳細な理由は不明。新規雇用計画者数は誘致した企業の業種や企業規模により異なることから、雇用者計画数は年ごとに変動。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業の立地に伴う雇用者数の創出は、当交付金の重要な目標の一つである。雇用者は誘致した企業の業種や規模に左右されるところであり、目標を達成できない年度があるのはやむを得ないところであるが、例えば5年間の累計では目標を達成できるようにするなど、企業誘致による県内の雇用者数の確保に努められたい。 ○ また技術の進化により、拠点の自動化が進み、省人化が進むことで、一拠点当たり 50 人という目標が現実的ではなくなる可能性もある。指標については定期的に見直すことについても留意されたい。 	

項目	【意見15】成果指標の設定について	本編 P101
補助金名	No.16 福岡県観光推進協議会負担金	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県観光推進協議会は、観光を中核とする県の総合的なイメージアップを推進するとともに、効果的に観光情報を発信することにより、県観光の発展と地域の活性化に寄与し、もって観光客の誘致を促進することを目的とした任意団体。 ○ 県の負担金の成果指標は、成果指標として県内の延べ宿泊者数と入国外国人数の2つ。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内の延べ宿泊者数と入国外国人数は、協議会の活動によって直接左右される数値ではないため、当該事業の評価を2つの指標のみで行うことは困難 ○ 事業評価は今後の協議会の活動や予算への反映のために行うのであるから、事業の活動とその結果は相互に関連性が高くなければならない。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内の延べ宿泊者数と入国外国人数だけではなく、協議会の活動に関連した、より具体的な活動指標についても、成果指標として採用することを検討されたい。 ○ 例えば、福岡県第二次観光指針において設定している、インバウンド協力店登録数や日本人旅行消費単価、HPアクセス数、SNSフォロワー数などが具体的な指標として考えられる。 ○ 協議会としてのアクションと評価を結び付けることで、その評価結果を次のアクションに繋げることができる。より具体的な評価指標を採用されたい。 	

項目	【意見19】成果指標の設定について	本編 P116
補助金名	No.20 令和元年度ラグビーワールドカップ 2019 福岡開催推進委員会負担金	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ ラグビーワールドカップ 2019 福岡開催推進委員会負担金として、県は平成 29 年度から令和元年度までに 664 百万円を支出。 ○ 成果指標は、ラグビーワールドカップ福岡会場を満員とすること、実績は満員として達成。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 29 年度から開始した推進委員会の活動は多岐にわたるため、効果検証のための指標が収容人数 18,900 人のスタジアムを満員にするだけでは不十分。 ○ 会場が満員であるか否かは重要な指標ではあるが、特定の時点における一時的な指標。 ○ ラグビーワールドカップを日本で開催したことによる効果は、より広範囲かつ長期的なものであり、会場を満員とする以外にも、事業の目的や事業の内容に対応した成果指標を設定すべきであった。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の成果を評価するために指標を設定する場合、その事業の目的や事業の内容に対応した具体的な指標を設定すべきである。 	

項目	【意見22】事業実施計画の評価について	本編 P144														
補助金名	No.29 農地集積・集約化対策事業費補助金															
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公益財団法人福岡県農業振興機構は「農地中間管理事業の推進に係る法律」により「信頼できる農地の中間的受け皿」として農地中間管理機構に指定された団体。 ○ 県は、団体の運営及び業務委託等に必要な経費について補助金を交付。 ○ 団体は、農地の集団化、経営規模の拡大を推進するため、農地中間管理事業を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し担い手ごとに集約化する必要がある場合や、耕作放棄地等の借受。 ・借受けた農地について、担い手(法人経営・大規模家族経営・集落営農・企業)がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して、貸付け。 ○ 県及び国により承認された団体の令和元年度の事業実施計画では、農地中間管理事業の目標を新規借受面積を 1,500 ヘクタールと設定。 															
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和元年度の新規借受面積実績は 224.7 ヘクタールであり、目標と大きく乖離する。 ○ 団体による各年度の集積実績は平成 28 年度から減少傾向。 <table border="1" data-bbox="411 792 1406 987" style="margin-left: 40px; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> <th>H28 年度</th> <th>H29 年度</th> <th>H30 年度</th> <th>R1 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用配分面積実績(ヘクタール)※</td> <td>562</td> <td>1,804</td> <td>1,741</td> <td>1,047</td> <td>478</td> <td>225</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">※農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条に基づく県の認可申請時の面積</p> ○ 令和元年度における 1,500 ヘクタールという目標は、大口借受先との具体的な契約見込み等特別な事情がなければ、その達成が難しいことが想定される。 ○ 国に承認申請するに際し、県は団体から提示された計画の妥当性を判断することが求められるが、当該計画には目標を達成するための具体的な取組みは盛り込まれておらず、計画の妥当性判断の根拠が明らかではない (改善提案) ○ 個別査定に基づく運営費に対する補助であり、査定の対象となる事業計画の妥当性については、目標達成に向けた団体の取組事項の具体性・実現可能性、過去の実績等の検討に基づき慎重に判断できるよう、計画策定前に農業関係団体等への意見聴取等審査の強化を構築されたし。 			H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	利用配分面積実績(ヘクタール)※	562	1,804	1,741	1,047	478	225
	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度										
利用配分面積実績(ヘクタール)※	562	1,804	1,741	1,047	478	225										

項目	【意見25】成果指標の目標値について	本編 P177
補助金名	No.40 福岡県救急医療施設運営費等補助金(ドクターヘリ導入促進事業)	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当補助金の目的は、救命現場への救急医の迅速な送り込みによる速やかな救命医療の開始により救命率の向上、後遺症の軽減を図ること。 ○ 久留米大学病院のドクターヘリの運航に必要なヘリコプター賃借料や操縦士等高速料、燃料費、ドクターヘリに搭乗する医師や看護師の人件費等に係る経費についての補助。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助金の成果として救命率の向上及び後遺症の軽減としている。 ○ 救命率の向上や後遺症の軽減のための KPI として運航回数などの定量的な数値の設定は馴染まないとして、県は補助金に係る成果指標の目標値を設定していない。 (改善提案) ○ 成果指標は可能な限り定量に設定・評価することが望ましい。直接的な成果指標の設定が難しいとしても、県全体の救命率など間接的な効果が把握できる成果指標を設定し、補助金の成果を確認することが望ましい。 ○ 直接的な成果指標の設定が難しいとしても、県全体の救命率など間接的な効果が把握できる成果指標を設定することを検討していく必要がある。 	

項目	【意見26】定量的な成果指標の設定について	本編 P181
補助金名	No.41 福岡県診療情報ネットワーク活用拡大事業費補助金	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当補助金の目的は、在宅医療の核となる地域の医療機関及び訪問看護ステーション等において在宅療養患者情報の共有化を図り、相互の連携を促進することにより在宅医療の推進を図り、患者が安心して療養できること。 ○ 公益社団法人福岡県医師会が行う診療情報ネットワークシステムの開発整備に必要な経費を補助。 ○ 成果指標は、診療情報ネットワーク登録患者数を掲げ、令和元年度の目標 11,000 人に対し、実績は 13,265 人。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域によって目標新規登録患者数や当該年度における登録率に格差があり、事業計画と比較すると成果指標を達成していない地域が存在。 ○ 県は、事業開始以来の各地域の実績を加味した目標を設定。 ○ 登録患者数の増加が見込まれる地域においては、目標値を上方設定し、目標未達成地域においては、当該地域の医療・介護連携における課題を明確にすることが必要と認識。 (改善提案) ○ 県内一括で設定している成果指標について、地域ごとに細分化して設定することを検討するべきである。 ○ 地域ごとに細分化して設定することで、目標未達成地域を把握の上、重点的な予算配分への活用等を検討されたい。 	

項目	【意見31】社会資本総合整備計画の目標設定について	本編 P207
補助金名	No.48 市街地再開発事業費補助金	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会資本整備総合交付金とは、国土交通省が所管する補助金を一括化した総合的な交付金であり、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金。 ○ 当交付金を財源に、都市市の再生を図るため、土地の利用状況が不健全な地区の建築物を全面的に除却し、中高層の共同建築物を建築し、併せて公共施設等の整備。 ○ 県は、JR久留米駅前第二街区市街地再開発組合の再開発事業、及び小倉駅南口東地区市街地再開発組合の再開発事業に対し、市街地再開発事業費補助金を交付。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再開発エリアの従業者数や居住者数、最寄り駅の乗降者数は民間企業による再開発でも実現可能な指標が、定量的指標として設定されている。 ○ 小倉駅南口東地区市街地再開発事業の定量的指標 <ul style="list-style-type: none"> ① 小倉駅南口東地区市街地再開発事業エリアにおける事業所従業者数 ② 小倉駅南口東地区市街地再開発事業エリアにおける居住者数 ③ 都市計画道路博労町線の日あたり交通量。 ○ JR久留米駅前第二街区第一種市街地再開発事業の定量的指標 <ul style="list-style-type: none"> ① 中心市街地居住人口比率 (久留米市全体の人口に対する中心市街地居住人口の割合) ② JR久留米駅乗降客数 ○ 目標設定は県と市が協議して行っており、どのような目標を設定するかは各地方公共団体の判断による。しかしながら、再開発エリアの従業者数や居住者数、最寄り駅の乗降者数は民間企業による再開発でも実現可能な指標である。 ○ 補助金が交付される再開発事業としては、より公益性を考慮した目標の設定が必要と思われる。 (改善提案) <ul style="list-style-type: none"> ○ 市街地再開発事業の目的として、木造建造物が密集しており、防災性能が低い市街地を再開発することで、都市機能を更新し、都市防災を向上することを掲げているのであるから、社会資本総合整備計画の目標についても、都市防災などの公益性を考慮した目標の設定が必要である。 ○ 例えば、不燃建物率の増加、消防活動困難地域の減少、防災地域確保のためのオープンスペース増加率といった都市防災に焦点を当てた目標の設定についても検討されたい。 	

項目	【意見32】事業の目標未達成について		本編 P208																		
補助金名	No.48 市街地再開発事業費補助金																				
現状	<p>○ 小倉駅南口東地区市街地再開発事業は平成 31 年度に事業が完成、事業評価が公表済。</p> <table border="1" data-bbox="328 264 1434 770"> <thead> <tr> <th data-bbox="328 264 600 331" rowspan="2">定量的指標</th> <th data-bbox="600 264 802 331">最終目標値</th> <th data-bbox="802 264 1003 331">最終実績値</th> <th data-bbox="1003 264 1434 331" rowspan="2">目標値と実績値に差が出た要因</th> </tr> <tr> <th data-bbox="600 331 802 338">H31 末</th> <th data-bbox="802 331 1003 338">H31 末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="328 338 600 461">小倉駅南口東地区市街地再開発事業エリアにおける事業所従業者数</td> <td data-bbox="600 338 802 461">410 人／日</td> <td data-bbox="802 338 1003 461">470 人／日</td> <td data-bbox="1003 338 1434 461">本市の玄関口であるJR小倉駅前という好立地であるため、目標値以上の従業者数となった</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 461 600 622">小倉駅南口東地区市街地再開発事業エリアにおける居住者数</td> <td data-bbox="600 461 802 622">340 人</td> <td data-bbox="802 461 1003 622">250 人</td> <td data-bbox="1003 461 1434 622">連結住戸により住宅戸数が減少し、単身世帯の入居が多かったため居住者数は目標値に届かなかったが、分譲住宅は短期間で完売し、まちなか居住の推進には充分寄与している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 622 600 770">都市計画道路博労町線の日当たりの交通量</td> <td data-bbox="600 622 802 770">11,200 台／日</td> <td data-bbox="802 622 1003 770">6,060 台／日</td> <td data-bbox="1003 622 1434 770">近隣地区の大規模施設の一部閉鎖や、都市計画道路博労町線が接続する現在施工中の砂津長浜線道路改良工事の影響により交通量が減少している。</td> </tr> </tbody> </table>			定量的指標	最終目標値	最終実績値	目標値と実績値に差が出た要因	H31 末	H31 末	小倉駅南口東地区市街地再開発事業エリアにおける事業所従業者数	410 人／日	470 人／日	本市の玄関口であるJR小倉駅前という好立地であるため、目標値以上の従業者数となった	小倉駅南口東地区市街地再開発事業エリアにおける居住者数	340 人	250 人	連結住戸により住宅戸数が減少し、単身世帯の入居が多かったため居住者数は目標値に届かなかったが、分譲住宅は短期間で完売し、まちなか居住の推進には充分寄与している。	都市計画道路博労町線の日当たりの交通量	11,200 台／日	6,060 台／日	近隣地区の大規模施設の一部閉鎖や、都市計画道路博労町線が接続する現在施工中の砂津長浜線道路改良工事の影響により交通量が減少している。
定量的指標	最終目標値	最終実績値	目標値と実績値に差が出た要因																		
	H31 末	H31 末																			
小倉駅南口東地区市街地再開発事業エリアにおける事業所従業者数	410 人／日	470 人／日	本市の玄関口であるJR小倉駅前という好立地であるため、目標値以上の従業者数となった																		
小倉駅南口東地区市街地再開発事業エリアにおける居住者数	340 人	250 人	連結住戸により住宅戸数が減少し、単身世帯の入居が多かったため居住者数は目標値に届かなかったが、分譲住宅は短期間で完売し、まちなか居住の推進には充分寄与している。																		
都市計画道路博労町線の日当たりの交通量	11,200 台／日	6,060 台／日	近隣地区の大規模施設の一部閉鎖や、都市計画道路博労町線が接続する現在施工中の砂津長浜線道路改良工事の影響により交通量が減少している。																		
指摘事項 もしくは 意見	<p>○ 目標値を達成できたのは①小倉駅南口東地区市街地再開発事業エリアにおける事業所従業者数のみ。</p> <p>○ ②小倉駅南口東地区市街地再開発事業エリアにおける居住者数は目標値の 340 人に対して実績値は 250 人、③都市計画道路博労町線の日あたり交通量は目標値の 11,200 台／日に対して実績値は 6,060 台／日いずれも大幅な未達であった。</p> <p>○ 事業評価書によれば、単身世帯の入居が多かったことや、接続道路が工事中であることが未達の原因。</p> <p>○ 単身世帯の増加や人口減少の減少傾向を十分に考慮していない再開ではなかったか、より根本的な検証が必要であった。</p> <p>(改善提案)</p> <p>○ 居住者の増加や交通量の増加などを予測する際には、複数のパターンを予測し、いずれかのパターンを採用することとなる。当時の資料はすでに保存期限が過ぎており、どのように目標値を設定したのかは不明であったが、予測の際には、合理的な理由がない限り、人口の減少予測に基づいた最も厳しいパターンを採用すべきである。</p> <p>○ また事業評価の結果、未達成の状況があれば、次の整備計画に反省を生かし、過度な再開とならないように留意されたい。</p>																				

項目	【意見33】効果検証のための指標の設定について	本編 P212
補助金名	No.49 福岡県隣保館運営費等補助金	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が設置する隣保館が、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うための運営費等に対する補助金。 ○ 隣保館は基本事業と地域の実情に応じて特別事業を行うこととされている。 <ul style="list-style-type: none"> (基本事業) ①社会調査及び研究事業②相談事業③啓発・広報活動事業④地域交流事業⑤周辺地域巡回事業⑥地域福祉事業 (特別事業) ①隣保館デイサービス事業②地域交流促進事業③相談機能強化事業 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当補助金の効果検証として、県としては「隣保館人権課題把握調査を実施し、地域の生活実態や隣保館が取り組むべき課題を把握(平成27年度)」し、「人権問題に関する県民意識調査を5年毎に実施し、人権啓発で取り組むべき課題を把握」しているとのことであったが、具体的な指標は設定されていないため、具体的な数値の面で平成27年度以降の隣保館の活動状況を把握することはできなかった。 ○ 隣保館は様々な活動を行っており、すでに申請書と実績報告書では、各事業の実施計画と実績は報告されているのであるから、それらの数値を参考として補助金の効果検証のための指標を設定することは困難ではない。 <ul style="list-style-type: none"> (改善提案) ○ 隣保館は様々な活動を行っており、その活動は市町村によって異なるが、基本的には相談活動や生活改善指導、講演会、講習会はいずれの隣保館でも実施している。相談回数や講演会の参加者などの指標の設定が考えられる。 	

項目	【意見41】耐震化率の達成状況について	本編 P248
補助金名	No.62 福岡県生活基盤施設耐震化等補助金	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国は水道施設の耐震化及び広域化等を推進するために生活基盤施設耐震化等交付金を創設。 ○ 県は、耐震化及び広域化等に関する事業計画に基づき、生活基盤施設耐震化等交付金を財源として、各自治体の水道事業者が実施する耐震化対策に要する経費の一部を補助することで、水道施設の耐震化・老朽化対策を促進。 ○ 令和4年度までに47%の水道基幹管路の耐震化率を達成することを当補助金の目標として設定。 	
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年度における水道基幹管路の耐震化率は38.8%となっている。平成27年度は35.2%であり、4年間で3.6%の上昇である。 ○ 令和4年度までに47%の耐震化率を達成することが当補助金の目標として設定されているが、現在のペースであれば、達成は困難となる。 ○ 厚生労働省が公表した「水道事業における耐震化の状況(平成30年度)」によれば、「平成30年度末時点における水道施設の耐震化の状況は、基幹的な水道管のうち耐震性のある管路の割合が40.3%」であり、県の耐震化率は全国平均よりも下回っている。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、より一層の耐震化を進め、令和4年度までに耐震化率47%を達成されたい。 ○ なお、国では、強靱な国づくりに関する取組として、国土強靱化基本計画及び国土強靱化アクションプラン2019を策定し、水道においては基幹管路の耐震適合率を令和4年度末までに50%以上に引き上げる目標を掲げている。 ○ 県の目標である47%は最低限達成すべき目標であり、可能な限り、50%の達成に向けて努力することが望ましい。 	

以上